J-Coin Biz 利用規定

(2021年4月)

株式会社 北陸銀行

本規定は、北陸銀行(以下「当行」といいます)が提供する「J-Coin Biz」サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で本サービスの申込を行うものとします。当行が申込者からの申込を承諾し、当行において所定の手続が完了したときに、当該申込者と当行の間に本規定に基づく契約(以下「本契約」といいます)が成立します(契約成立後の申込者を「契約者」といいます)。契約者に対し当行が本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間で本規定が適用されるものとします。

(定義)

第1条

(1) 本サービス

「本サービス」とは、契約者が、契約者のパーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)により、インターネットを介して、当行と契約者との取引に関するデータを授受し、当行がかかる取引の手続を行うサービスをいいます。本サービスの内容は、第20条に定めるとおりとしますが、その内容に関しましては、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

(2) J-Coin Pay サービス

「J-Coin Pay サービス」とは、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます)が、みずほ銀行が定めるユーザー利用規約に同意した者に対して提供する、送金・加盟店における決済等を可能とするサービスをいいます。

(3) J-Coin Pay アカウント

「J-Coin Pay アカウント」とは、みずほ銀行が J-Coin Pay のユーザーに対して付与する、J-Coin Pay サービスを利用するために必要なアカウントをいいます。

(4) J-Coin Pav 送金サービス

「J-Coin Pay 送金サービス」とは、第20条第2項に定める J-Coin Pay アカウントへの送金サービスをいいます。

(5) 当行等

「当行等」とは、当行ならびに本サービスの提供に関与するみずほ銀行お よびみずほ情報総研株式会社(以下「みずほ情報総研」といいます)をい います。

(6) 利用料

「利用料」とは、本サービス利用の対価として、契約者が当行に支払う金員をいいます。

(7) 精算金

「精算金」とは、当行が J-Coin Pay 送金サービスを提供する際に契約者から収受する送金金額相当額の金員をいいます。

(本サービスの申込)

第2条

1. 申込方法

- (1) 申込者は、本サービスの利用申込にあたっては、本規定および関連規定の内容を承認の上、「J-Coin Biz」申込書(以下「申込書」といいます)に必要事項を記入し、当行に提出するものとします。
- (2) 本サービスは、日本国内の居住者が自ら利用する場合にのみ利用できます。
- (3) 申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者

の意思を表示したものとみなします。

2. 精算金引落口座・利用料引落口座の届出

本サービスの利用申込に際しては、申込者は、精算金引落口座および利用料引落口座 を申込書により届け出るものとします。申込者が精算金引落口座および利用料引落 口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における申込者本 人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

3. 申込応諾

当行は、提出された申込書および届出の記載内容に不備のないことを確認の上、申込を承諾した場合には、本規定第3条第1項に定める管理者に対し、契約者の「企業コード」および「ユーザID」「パスワード」「証明書取得用パスワード」を申出のメールアドレスに送付します。なお、申込者が申込をした場合でも、当行の判断によりこれを承諾しない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。

4. 不備のある場合

申込者が提出する申込書および届出の記載内容に不備がある場合には、改めて申込書の提出および届出を要するものとします。この場合、すでに提出された記載に不備のある申込書および届出書類の返送・廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。

(管理者および利用者の届出と届出内容の変更)

第3条

1. 管理者届出

契約者は、本サービスの利用に関しての契約者における責任者(以下「管理者」といいます) および管理者に関する事項として当行所定の事項を申込書により当行に届け出るものとします。

2. 利用者届出

管理者は、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で付与する者(以下「利用者」といいます)および利用者に関する事項として当行所定の事項を、当行所定の方法により届け出るものとします。

3. 届出内容の変更

管理者または利用者に関する届出内容を変更する場合(管理者または利用者を変更する場合を含みます)は、当行所定の方法により、速やかに当行に届け出るものとします。かかる変更は、当行が承諾したときに効力を生ずるものとします。

(本サービスの利用)

第4条

1. 利用環境

契約者は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する者に限ることとし、自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。 なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

- 3. 利用料
 - (1) 契約者は、当行に対し、利用料として、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。
 - (2) 利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、

払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が申込書によって当行に届け出た利用料引落口座から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、引落日の前営業日までに、利用料を利用料引落口座に入金するものとします。

- (3) 利用申込により本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月間基本料金は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。
- (4) 当行は、利用料を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

4. 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスを利用して取引を実施した後、本サービスの取引結果照会機能、普通預金通帳の記帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
- (2) 前号の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、 直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- (3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。
- 5. 利用方法の遵守

契約者は、本規定に定めるもののほか当行等が定める利用方法に従い本サービスを 利用するものとします。

6. 調査への協力

契約者は、当行が必要と認めた場合には、本規定および利用方法の遵守状況(当行所定の頻度で実施する第19条に基づく確約の遵守状況の確認を含みますがこれに限られません。)に関する調査(必要書類の提出要請または立入検査等当行が必要と認めた方法で行います。)に応じなければならないものとします。

(本人確認の方法)

第5条

- 1. サービス開始時における「電子証明書」取得と端末インストール 管理者および利用者は、「証明書取得用パスワード」を用いて「電子証明書」を取得 し、自らが利用する端末にインストールするものとします。
- 2. 「パスワード」の変更

管理者および利用者の「パスワード」を変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。かかる変更は、当行が承諾したときに効力を生ずるものとします。

3. 「電子証明書」の有効期間と更新手続

「電子証明書」には有効期間があるため、契約者は、本サービスを継続して利用するためには、有効期間満了前に当行所定の方法で更新手続をとるものとします。

4. サービス利用時の本人確認

本サービス利用時の本人確認は、都度、以下の(1)および(2)の方法により行う ものとします。

- (1) 管理者または利用者が、端末にインストールされた「電子証明書」を当行 に送信し、当行が当該「電子証明書」を確認すること。
- (2) 管理者または利用者が提示する「企業コード」、「ユーザ I D」および「パスワード」が、事前に当行が契約者に付与している「企業コード」および「ユーザ I D」ならびに事前に当行が付与し、または変更を承諾した「パスワード」と一致していることを確認すること。
- 5. 「企業コード」、「ユーザ I D」、「パスワード」、「電子証明書」 等の管理
 - (1) 「企業コード」、「ユーザ I D」、「パスワード」、「証明書取得用パスワード」、「電子証明書」、その他本サービスの利用に必要となる全ての情報およ

び機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、 契約者は、「企業コード」、「ユーザ I D」、「パスワード」、「証明書取得用パ スワード」を第三者に一切開示・漏洩せず、利用させないものとします。

(2) 管理者または利用者の「ユーザ I D」、「パスワード」、「証明書取得用パスワード」、「電子証明書」その他の情報および機器等につき失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合、管理者は、直ちに当行に通知するとともに、それらの変更の届出を行う等当行所定の手続をとるものとします。

6. パスワード利用の一時停止と利用再開手続

- (1) 本サービス利用に当たり、誤った「パスワード」が、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用のおそれがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該「パスワード」を利用する「ユーザ I D」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザ I D」の利用を再開するためには、管理者が、当行に連絡の上、当行所定の手続をとるものとます。
- (2) 本サービス利用に当たり、誤った「証明書取得用パスワード」が、当行所 定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用のおそ れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく当該「証明書取得用パスワード」の使用を停止します。使用を 再開するためには、管理者が、当行に連絡の上、当行所定の手続をとるも のとします。

(「電子証明書」の発行)

第6条

当行は、本サービスの提供に係る業務のうち「電子証明書」の発行に関する業務を自己の 責任において当行所定の電子認証事業者(以下「電子認証事業者」といいます)を用いて 行います。発行に当たっては、業務に必要な範囲内で、契約者に関する情報を、電子認証 事業者に開示することができるものとします。

(免責事項)

第7条

1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、そのために生じた損害について、当行等は責任を負いません。

- 2. なりすまし、本人確認手段の不正使用等
 - 申込者以外の者による虚偽の申込に基づき行われた本サービスの利用、または、第5条に定める本人確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、「企業コード」、「ユーザID」、「パスワード」、「証明書取得用パスワード」、「電子証明書」その他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行等は責任を負いません。
- 3. 通信経路における取引情報の漏洩等 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行等の責めによらない事由により、「ユーザ I D」、「パスワード」、「証明 書取得用パスワード」、「電子証明書」その他の本人確認に必要な情報および当行と契 約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行等 は責任を負いません。
- 4. 印鑑照合

申込者または契約者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面または 印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害につい て、当行等は責任を負いません。

5. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行等は申込者および契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続にもとづいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行等は責任を負いません。

6. その他

- (1) 当行等は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が 発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当行(以下本号において電子認証事業者を含みます)の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。また、いかなる場合であっても、みずほ銀行およびみずほ情報総研は契約者に対し、一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- (3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により 利用したことによって生じた損害について、当行等は責任を負いません。
- (4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為 等、その他当行等の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供 を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行等は 責任を負いません。
- (5) 当行等が、申込者または契約者に対して行う電子メールによる通知および 案内は、申込者または契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛 に、当行等が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。
- (6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行等が提供した情報の 内容について誤りがあった場合、当行等が提供した情報の内容を変更もし くは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供 が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行等の責めに帰すべ き事由がある場合を除き、当行等は責任を負いません。
- (7) 第20条で定める各サービスにおいて、以下の各号に該当する場合、当行 は手続の全部または一部を実行することはできません。当行が手続を行う ことができないことにより生じた損害について、当行等は責任を負いませ ん。
 - ① 依頼データが当行等の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
 - ② 依頼の明細が、当行等所定の方法に基づかないか、依頼データに瑕疵がある場合
 - ③ 当行が依頼を受け付けた時点または、手続を実行する時点で指定された 精算金引落口座または利用料引落口座が解約済の場合
 - ④ 精算金の金額が、指定された精算金引落口座より引き落とし可能な金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
 - ⑤ 差押等やむをえない事情があり、当行が精算金引落口座または利用料引 落口座からの引き落としを不適当と認めた場合
 - ⑥ 当行等の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を

行うことができないと判断した場合

- ⑦ 第20条第1項で定める送金において、依頼を受け付けた時点または 送金を実行する時点で当行または送金先の J-Coin Pay アカウントが存 在しない場合または停止している場合
- ⑧ J-Coin Pay サービスがメンテナンス等のためにサービスが停止した場合または J-Coin Pay サービスに障害等が発生した場合
- ③ 法令その他不可抗力または当行等の責めに帰さない事由により、依頼内容に従って手続をすることができない場合

(届出事項の変更等)

第8条

1. 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が本条第1項に基づく連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(解約等)

第9条

1. 当事者の都合による解約

本契約は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。 ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払債務を履行するものとします。

2. 解約の効力

前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した場合、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した場合に生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 精算金引落口座の解約

当行は、精算金引落口座が解約された場合には、いつでも本契約を解約できるものとします。

4. 本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 次項各号に定める事由が発生した場合
- (2) 前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
- 5. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかか

わらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本契約は解 約されたものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
- (2) 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 前3号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- (5) 解散その他営業活動を休止した場合
- (6) 第4条第3項に定める利用料等の本契約に係る債務を2カ月連続して支払わなかった場合
- (7) 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
- (8) 契約者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
- (9) 本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違 反した場合等当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
- 6. 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行等は責任を負いません。

(海外からの利用)

第10条

- 1. 本サービスは、海外からは、日本または外国の法律、制度または通信事情等により、利用することができない場合があります。契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、日本または当該外国の法律、制度または通信事情等につき事前に確認するものとします。法律、制度または通信事情等により、契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じた場合であっても、当行等は責任を負いません。
- 2. 日本または海外の国の法律、制度または通信事情等により、特定地域で本サービスが利用できなくなった場合、当行は、本サービスの全部または一部の利用停止または解約をすることができるものとします。

(サービスの停止および廃止)

第11条

- 1. 当行は、契約者に対して90日前までに通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない理由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行等に対してその賠償の請求は行わないものとします。
- 2. みずほ銀行が J-Coin Pay サービスの提供を停止または廃止した場合、その他当行から J-Coin Pay アカウントへの送金が困難または不可能となった場合は、前項に定めるやむを得ない理由がある場合に該当し、当然に本サービスが停止されるものとします。

(規定等の準用)

第12条

本規定に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定その他の約定書およ

び規定を適用するものとします。

(規定の変更)

第13条

当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更に同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。

(権利・義務の譲渡・質入の禁止)

第14条

契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

(秘密保持)

第15条

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行等の情報を第三者に漏洩しないものとします。

(有効期間)

第16条

本契約の有効期間は申込日から1年間とし、契約者または当行から解約の申出がない限り、 有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。ただし、 前条の義務は本契約の有効期間満了後も継続するものとします。

(準拠法と管轄)

第17条

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(顧客情報の取扱)

第18条

- 1. 本サービスの利用に関し、当行は契約者または契約者の役職員の情報を、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
- 2. 前項に定めるもののほか、当行等及びそれぞれの委託先は、本サービスに関連して知り得た申込者および契約者の申込状況および利用状況その他一切の情報について、以下の利用目的の範囲内で利用することおよび相互に提供することができるものとします。
 - ① J-Coin Pay サービスおよび本サービスの提供のため
 - ② 各種商品やサービス等に関する提案や案内、研究や開発のため
 - ③ 各種商品やサービス等の提供に際しての判断のため
 - ④ 各種リスクの把握および管理のため
 - ⑤ J-Coin Pay サービスまたは本サービスを用いた犯罪の検知およびその対応のた

8

⑥ 契約者による本サービス利用に関する本規定の各条項の遵守状況の確認のため

(反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意)

第19条

契約者(その役職員等を含みます。以下同じ。)が、第1号①から⑤までのいずれかに該当し、もしくは第2号①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行等に損害賠償請求することはせず、一切契約者の責任とします。また、これにより当行等に損害を生じさせた場合には、契約者はその損害額を支払います。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害 を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると 認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの 関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に 非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、 または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

(提供サービス)

第20条

- 1. 支払依頼データの分割・受付サービス
 - (1) サービスの内容

支払依頼データの分割・受付サービスは、サービスの利用を希望する契約者が契約者の端末から送信した当行所定のフォーマットにて作成された支払依頼データを、第2項に定める J-Coin Pay 送金サービスの実施が可能なデータ(以下「J-Coin Pay 送金サービス依頼データ」といいます)と当該データを除いたデータ(以下「総合振込サービスデータ」といいます)に分割し、当行が J-Coin Pay 送金サービス依頼データに基づき J-Coin Pay 送金サービスの依頼を受け付け、総合振込サービスデータを契約者に返還するサービスです。

(2) 支払依頼データの項目・処理方法等

- ① 当行は、以下の項目を指定した支払依頼データに限り、支払依頼データの分割・受付サービスを提供するものとします。
 - 【J-Coin Pay 送金サービスに係るデータに関する項目】 精算金引落口座の金融機関コード、店番号、預金種目および口座番 号、依頼日の翌日以降の営業日で精算金を引き落とす日として契約 者が指定する日(以下「精算金引落日」といいます)、送金先の J-Coin Pay アカウントに紐づく銀行口座の金融機関コード、店番号、 預金種目および口座番号ならびに送金金額
 - 【J-Coin Pay 送金サービスに係らないデータに関する項目】 特段の限定なし
- ② 当行は、送信された支払依頼データにおいて送金先として指定された すべての J-Coin Pay アカウントについて当該 J-Coin Pay アカウント への送金可否を確認の上、当該支払依頼データを J-Coin Pay 送金サー ビス依頼データと総合振込サービスデータに分割し、契約者に返還し ます。
- ③ 契約者において J-Coin Pay 送金サービス依頼データの承認がなされた時点で、当行は、当該データに基づき、J-Coin Pay 送金サービスの依頼を受け付けます。
- ④ 当行は、当行所定の送金金額の範囲でなされ、当行所定の時限までに ③の承認がなされた J-Coin Pay 送金サービスの依頼のみ受け付ける ものとします。

2. J-Coin Pay アカウントへの送金

- (1) サービスの内容
 - ① J-Coin Pay 送金サービスは、契約者が当行に対し、精算金引落日に精算金引落口座から精算金を引き落とし、個人の J-Coin Pay アカウントへの送金を目的とする一つまたは複数の送金を一括して実現させるために行う、以下の一連の取引の実施を依頼し、当行がこれを実施するサービスです。
 - a 精算金引落口座から、精算金を本項(2)の定めに従い引き落とす 取引
 - b 当行が予めみずほ銀行の承諾を得て開設した J-Coin Pay アカウント(以下「当行アカウント」といいます)に精算金をチャージすることを内容とする、みずほ銀行との間の取引
 - c b に基づきチャージした当行アカウントの残高から、契約者が指定 する複数の J-Coin Pay アカウントあてに送金処理を実施すること を内容とする、みずほ銀行との間の取引
 - ② 送金先となる J-Coin Pay アカウントは、本人名義の普通預金口座を紐づけた J-Coin Pay アカウントに限ります。
- (2) 送金の依頼内容の確定と取引成立
 - ① 依頼内容は、前項第2号③に基づき当行が依頼を受け付けた時点で確定します。ただし、当行は、契約者が当行所定の時限までに当行所定の方法により確定した依頼の取消しを行なった場合には、これを受け付けるものとします。
 - ② 精算金は、精算金引落日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、精算金引落口座から自動引落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者自身が指定した精算金引落日の前営業日までに、精算金を精算金引落口座に入金するものとします。
 - ③ 当行は、②に基づいて精算金の支払を受けた後、精算金引落日に、契約

者が指定した送金先の J-Coin Pay アカウントあてに送金処理を実施する手続を行います。

(3) 送金の不成立

- ① 当行は、理由のいかんを問わず、精算金の引き落としができなかった場合には、送金処理を実施する手続を行いません。
- ② 当行は、前項第2号②に従い送金可能であることを確認したにもかかわらず、送金先の J-Coin Pay アカウントが特定できず、あるいは、不存在である等の理由により送金が実施できなかった場合には、当行アカウントから送金が不成立となった取引の総額相当額の払戻しを行い、みずほ銀行をして精算金引落口座へ送金させるものとします。この場合の送金手数料は、契約者の負担とします。
- (4) 送金依頼受付結果および送金結果等の還元 契約者は、当行所定の方法により、送金依頼受付結果および送金結果なら びにその他当行が認める本サービスの利用履歴を当行所定の期間参照でき るものとします。

3. 利用料の引き落とし

利用料は、当行所定の振替日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、利用料引落口座から自動引落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。

4. その他

本サービスについては、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

(みずほ情報総研への委託)

第21条

当行は、本サービスを提供するにあたり、当行が必要と定めた範囲の業務をみずほ情報総研に委託します。

以上

改訂履歷

制定日•改訂日	改訂内容
2019年11月25日 制定	新規制定
2020 年4月 27 日 改訂	第20条(提供サービス) 1. J-Coin Pay アカウントへの送金(3) 送金の依頼内容の確定と取引成立 ・確定した送金依頼を所定の時限まで取り消すことができるよう変更
2020 年 7 月 27 日改訂	第20条(提供サービス)1. 支払依頼データの分割・受付サービス・追記2. J-Coin Pay アカウントへの送金・送金先に関する説明を変更